

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

廻堰大溜池地区施設計画検討その他業務

## 特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

(適用範囲)

### 第1-1条

国営土地改良事業地区調査廻堰大溜池地区施設計画検討その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

### 第1-2条

本業務は、廻堰大溜池の施設整備計画の検討、概算事業費算定及び完了地区技術課題検討委員会の資料作成を行うものである。

(場所)

### 第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰地内で、別添 位置図に示すとおりである。

(業務概要)

### 第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 施設整備計画の検討          | 1式 |
| (2) 概算事業費算定            | 1式 |
| (3) 完了地区技術課題検討委員会資料の作成 | 1式 |

(土地への立入り等)

### 第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

### 第1-6条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

### 第1-7条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業用ため池管理保全技士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1－8条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士、農業用ため池管理保全技士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 施設整備計画の検討資料作成時
- 3) 概算事業費の算定資料作成時
- 4) 完了地区技術課題検討委員会資料作成時
- 5) 成果品取りまとめ時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－9条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－10条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

#### 第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

#### 第1-12条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

#### 第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成 31 年 3 月
2	国営造成農業用ダム耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	平成 24 年 3 月
3	土地改良事業設計指針「ため池整備」	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月

なお、期間中に改訂等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(作業条件)

## 第 2-2 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

## 第 2-3 条

本業務の対象となる施設は、次のとおりである。

廻堰大溜池諸元等

満水面積 2.8km<sup>2</sup>      流域面積 17.8km<sup>2</sup>

周囲長 11km

堤頂長 4.2km

堤高 約 9 m    堤頂幅 4.5m

有効貯水量 11,000 千 m<sup>3</sup>

水深 約 7m (利用水深 5.8m)

取水塔 3 基

洪水吐 (常用、異常) 2 箇所

常用洪水吐

1) 溢流堤長 12.0m

2) 最大排水量 6.8m<sup>3</sup>/s

異常洪水吐

1) 溢流堤長 120.0m

2) 最大排水量 48m<sup>3</sup>/s

ゲート 第 1 取水塔

1) 取水塔取水ゲート 鋳鉄製スライドゲート 500mm×500mm 4 門

2) 取水塔放流ゲート 鋳鉄製スライドゲートφ1200mm 1 門

第 2 取水塔

1) 取水塔取水ゲート 鋳鉄製スライドゲート 700mm×700mm 4 門

2) 取水塔放流ゲート 鋳鉄製スライドゲートφ1500mm 1 門

第 3 取水塔

1) 取水塔取水ゲート ステンレス製スライドゲート 1.24m×1.29m 6 門

旧樋管 8 箇所

受益面積 8,680ha (令和 4 年 3 月時点)

溜池底地所有者 農林水産省

溜池管理受託者 青森県、廻堰大溜池土地改良区

(参考図書)

第2-4条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル (ダム編)	(一社)農業土木 機械化協会	平成7年1月

(貸与資料等)

第2-5条

貸与資料は、次のとおりである。

1. 業務報告書関係	
令和元年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能照査検討その他業務
令和2年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区機能保全計画策定業務 報告書
令和2年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能その他調査業務
令和3年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和4年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池地質総合解析その他業務
令和5年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和6年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務
令和6年度	地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
2. 事業誌	
昭和56年	国営西津軽農業水利事業 事業誌
平成26年	国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌
3. 図面	
	廻堰大溜池施設管理図 (図面目録含む)
4. その他	
	第1回～第6回 完了地区技術課題検討委員会 (廻堰大溜池) 議事概要
	第7回 完了地区技術課題検討委員会 (廻堰大溜池) 幹事会資料

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-6条

第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

#### 第2-7条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務名 (予定)	業務実施 (予定) 期間
令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査その他業務(仮称)	令和8年5月～令和9年3月
令和8年度 国営土地改良事業地区調査 廻堰大溜池地区地質調査その他業務(仮称)	令和8年5月～令和9年1月
令和8年度 国営土地改良事業地区調査 廻堰大溜池地区耐震性能照査検討業務(仮称)	令和8年5月～令和9年3月

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

#### 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」で示すとおりである。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 準備作業               | 1式 |
| (2) 施設整備計画の検討          | 1式 |
| (3) 概算事業費算定            | 1式 |
| (4) 完了地区技術課題検討委員会資料の作成 | 1式 |
| (5) 地区調査報告書基礎資料の作成     | 1式 |
| (6) 点検取りまとめ            | 1式 |
| (7) 照査                 | 1式 |

(作業の留意点)

#### 第3-2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 施設整備計画の検討結果の報告等を行う、学識経験者及び専門家からなる完了地区技術課題検討委員会は、令和9年2月下旬の開催(開催地：仙台市)を予定しており、委員会の約2週間前に幹事会を開催(開催地：仙台市)することとしている。委員会及び幹事会資料の作成は、

監督職員と提出期限を確認のうえ実施するものとする。

- (4) 完了地区技術課題検討委員会及び幹事会開催に係る費用は、発注者が負担することとしているが、受注者はこれに係る資料の作成、会議への出席をしなければならない。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（施設整備計画の検討資料作成時）

第3回 中間打合せ（概算事業費算定時）

第4回 中間打合せ（完了地区技術課題検討委員会資料作成時）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

このほか、要約版（市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。

- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) 有識者等からの助言等により変更の必要が生じた場合。
- (8) 検討委員会の開催場所、開催回数に変更の必要が生じた場合。
- (9) 旅費交通費における宿泊費の精算の協議があった場合。
- (10) その他

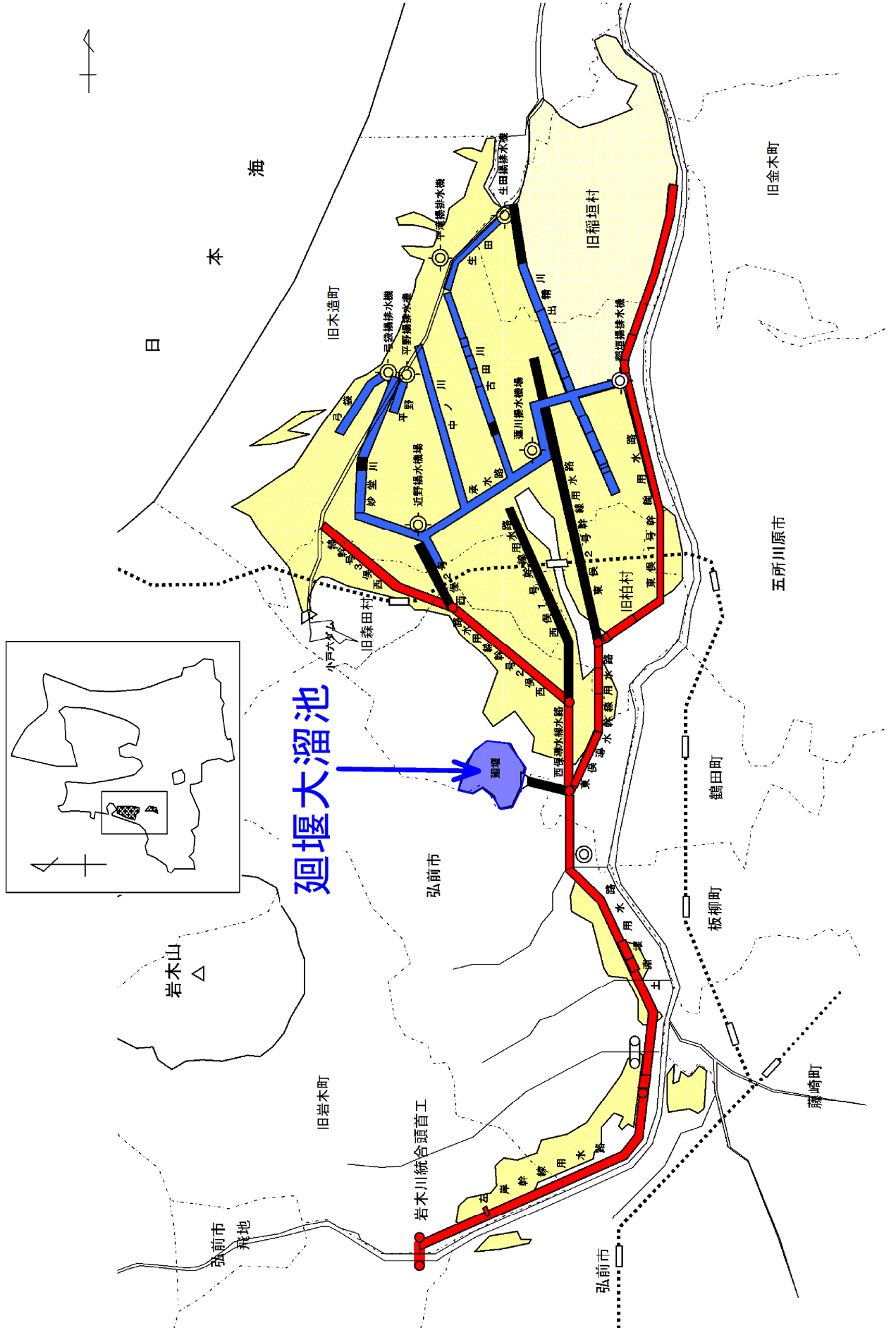
## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 位置図



## 別紙－ 1 「作業項目内訳表」

## 設計業務

作業項目	作業内容	作業実施欄
I 準備作業		
1-1 計画準備・資料の検討	貸与資料について把握し、作業計画を立案する。	○
1-2 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
II 施設整備計画の検討		
2-1 堤体の対策工法の検討	貸与資料をもとに堤体嵩上げ改修工の経済性、施工性（宅地等に近接したエリアの施工を考慮した）等から対策工法（案）を概定する。	○
2-2 洪水吐の対策工法の検討	貸与資料をもとに常用洪水吐、異常洪水吐改修工の経済性、施工性等から対策工法（案）を概定する。	○
2-3 取水塔の対策工法の検討	貸与資料をもとに取水塔改修工の経済性、施工性等から対策工法（案）を概定する。	○
2-4 施設整備計画（案）の策定	堤体耐震対策工、旧樋管撤去復旧工（8箇所）、第1取水塔、第2取水塔改修工及び常用洪水吐、異常洪水吐改修工の施設整備計画（案）を策定する。	○
2-5 標準図の作成	上記2-1～2-4に係る工法別標準図を作成する。	○
2-6 施工計画、仮設計画の検討	施設整備計画（案）を実施するための施工計画の検討、工程計画を立案する。また、仮締切、仮設道路等の標準図を作成する。	○
2-7 概算数量の算出	施設整備計画（案）に係る概算数量の算出を行う。	○
2-8 概算工事費の検討	施設整備計画（案）での概算工事費の算定を積み上げにより行う。	○
III 概算事業費算定	作成した施設整備計画（案）での概算事業費の算定を行う。	○
IV 完了地区技術課題検討委員会資料の作成	本業務の検討結果についてとりまとめ委員会資料の作成を行う（委員会は令和9年2月に1回開催予定）。	○
V 地区調査報告書基礎資料の作成	本業務の検討結果について、調査結果概要及び報告書の作成を行う。	○
VI 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○
VII 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○